

後期基本計画

令和3年度から7年度までの5年間に進める主な施策は次のとおりです。

1 環境共生

緑豊かで環境と共生するまちをめざして



- ①環境保全の総合的な推進
 - ・環境保全の体制を充実します
 - ・地球環境を保全します
- ②緑地保全の推進
 - ・緑地を保全し、活用します
- ③快適な生活環境の確保
 - ・環境保全対策を推進します
 - ・環境を美化し、生活環境を保全します
- ④循環型社会の形成
 - ・ごみの減量化とリサイクルを推進します
 - ・廃棄物を適正に処理します

2 健康福祉

幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして



- ①福祉の総合的な推進
 - ・福祉を総合的に推進します
- ②健康づくりの推進と保健医療の充実
 - ・健康づくりを推進します
 - ・保健予防を充実します
 - ・地域医療体制を充実します
- ③高齢者福祉の充実
 - ・高齢者の生きがいづくりを推進します
- ④障害者福祉の充実
 - ・地域包括ケアを推進します
 - ・介護サービスを充実します
 - ・障害者の自立支援を促進します
 - ・障害者の社会参加を促進します
- ⑤児童福祉の充実
 - ・仕事と子育ての両立を支援します

3 都市基盤

快適な都市空間を形成するまちをめざして



- ①地域の拠点を核としたまちづくりの推進
 - ・都市機能を向上します
 - ・道路ネットワークを構築します
 - ・公共交通を充実します
 - ・計画的な土地利用転換を推進します
- ②安全で快適なまちづくりの推進
 - ・住みよいまちづくりを推進します
 - ・安全で快適な道路環境を確保します

4 産業経済

活力のある産業を育てるまちをめざして



- ①総合的な産業振興の推進
 - ・新たな企業や事業者を育成します
- ②地域産業の振興
 - ・地域産業の支援を充実します
 - ・地域産業を活性化します
 - ・工業を活性化します
 - ・農業を活性化します
 - ・狭山の地域資源を活用した観光を推進します
- ③雇用と労働環境の充実
 - ・雇用を促進し、勤労者福祉を充実します
- ③水道・下水道の整備
 - ・水道水を安定供給します
 - ・公共下水道を整備します

5 教育文化

人を育み文化を創造するまちをめざして



- ①生涯学習の促進
 - ・生涯学習を促進します
 - ・生涯スポーツを促進します
- ②学校教育の充実
 - ・教育の内容と支援を充実します
- ③青少年の健全育成
 - ・青少年の健全育成を推進します
- ④人権と平和の尊重
 - ・人権尊重意識を高揚します
 - ・平和意識を高揚します
- ⑤市民文化の振興と国際化への対応
 - ・創造性豊かな文化を振興します
 - ・国際交流を推進します

6 市民生活

安全で安心して暮らせるまちをめざして



- ①自立した地域社会の実現
 - ・地域コミュニティを活性化します
 - ・男女共同参画を推進します
 - ・安全・安心な消費生活を実現します
- ②情報化の推進
 - ・地域情報化を推進します
- ③住宅・建築物の充実
 - ・建物などの適切な管理を推進します
- ④防災・消防体制の充実
 - ・危機管理防災体制を充実します
- ⑤交通安全・防犯体制の充実
 - ・消防・救急体制を充実します
 - ・交通安全対策を充実します
 - ・地域防犯対策を推進します
- ⑥基地対策の充実
 - ・基地周辺環境の整備を推進します

7 計画推進

構想実現のために



- ①協働によるまちづくりの推進
 - ・協働を推進します
 - ・積極的な情報発信と情報活用を推進します
- ②健全な行政運営の推進
 - ・効率的・効果的な行政運営を推進します
 - ・健全な財政運営を推進します
 - ・公共施設等の計画的な管理と統合・廃止を推進します
 - ・機能的で活力のある組織運営を推進します
- ③まち・ひと・しごと創生の推進
 - ・まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進します

後期基本計画(素案)のパブリックコメントを実施します

パブリックコメントとは、市の重要な計画などの策定に当たって、その案を市民の皆さんに公表し、お寄せいただいた意見などを考慮し政策に反映させると共に、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きのことです。この手続きは、市の政策形成過程における公平性の確保と透明性の向上を図り、一層開かれた市政運営を行うために実施しています。

なお、パブリックコメントは、計画などをよりよいものにするために意見を募り、意思決定のために参考にする制度で、賛成・反対の多い少ないで政策の方向を判断する住民投票制度とは趣旨が異なります。

資料の閲覧場所

紙面でご紹介した後期基本計画(素案)の全文、基本構想、前期基本計画などの資料は、次の場所などで閲覧できます。市役所(7階政策企画課、1階情報公開コーナー)、地区センター(地域交流センター)、公民館、図書館、市公式ホームページ

閲覧期間と意見の受付期間

8月14日(金)～9月11日(金)(土・日曜日を除く8時30分

～17時15分。郵送の場合は当日消印有効)

提出できる方

- ・市内在住・在勤・在学の方
- ・市内に事務所・事業所を有する個人または法人
- ・計画(素案)の利害関係者

※必ず住所と氏名を明記。在勤の方は勤め先の会社名と所在地、在学の方は学校名、事務所・事業所をお持ちの方は名称と所在地(法人はさらに代表者名)、利害関係者はその理由を明記してください

提出方法

指定様式(各閲覧場所に用意、ホームページからもダウンロード可)で郵便、ファックス、持参、電子メール(kikaku@city.sayama.saitama.jp)で、政策企画課へ 内線7132 2953-2677

結果公表

いただいたご意見と、それに対する市の考え方を広報さやま、市公式ホームページでお知らせします。なお、個別の回答はしません。

第4次総合計画 後期基本計画策定までのスケジュール(案)

8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月
パブリックコメントを募集(8月14日～9月11日)		パブリックコメントの実施結果の報告		狭山市総合計画審議会への諮問	狭山市総合計画審議会からの答申

問合せ 政策企画課へ
内線7132